

宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福祉サービス第三者評価事業の信頼性及び透明性を確保し、本県における福祉サービス第三者評価を推進するため、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）の認証に係る要件（以下「認証要件」という。）等を定めることを目的とする。

(評価)

第2条 この要綱に基づいて認証された評価機関は、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正（平成26年4月1日付け雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号厚生労働省社会・援護局長ほか2局長通知）に基づく評価を行うことができるものとする。

(認証要件)

第3条 評価機関は、次に掲げる認証要件を満たさなければならない。

- (1) 法人であること。
- (2) 事業推進責任者（常勤である者に限る。）を1名以上設置すること。
- (3) 別表の1の項又は2の項に該当する者をそれぞれ1名以上評価調査者（評価機関との間で常勤、非常勤を問わず雇用関係にある者又は委託等の契約を締結して評価業務を実施する者をいう。以下同じ。）として設置すること。
- (4) 全ての評価調査者が、評価調査者養成研修（県が実施する評価調査者養成研修、社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する評価調査者養成研修又はこれと同等の内容であると知事が認める研修をいう。）を修了していること。
- (5) 次に掲げる書類を備付け、公開していること。
 - イ 評価調査者一覧（別表に規定する資格又は主な経歴等及び前号に規定する研修の修了状況を記載したもの。）
 - ロ 事業内容（第三者評価を実施するサービス種別を含む。）に関する規程
 - ハ 第三者評価の手法
 - ニ 守秘義務に関する内容を含む倫理規程
 - ホ 評価料金表
 - ヘ 評価事業の実績
 - ト 評価に関する異議及び苦情の申立窓口及び責任者等の対応体制
- (6) ホームページを開設していること。
- (7) 評価を行おうとする福祉サービスと同種の福祉サービスを提供していないこと。

(認証申請)

第4条 評価機関として認証を受けようとする者は、別に定める申請書に関係書類を添付して

知事に提出しなければならない。

(認証)

第5条 知事は、前条の申請があったときは、第3条各号に掲げる認証要件に基づく審査を行い、その要件を満たす場合には、認証するものとする。

2 知事は、前項の審査に当たり申請を行った法人に対し、必要に応じて聞き取りを行い又は必要な書類の提出を求めることができる。

(認証の通知)

第6条 知事は、第4条の規定による申請をした者について、前条第1項の規定により評価機関として認証すること又は認証しないことを決定したときは、当該申請をした者に対し、その決定の内容を通知しなければならない。

(認証の有効期間)

第7条 認証の有効期間は、認証した日から起算して3年間とする。ただし、第9条の規定による廃止の届け出をした者に係る認証の有効期間は、当該届け出を受理した日までとする。

(認証の更新)

第8条 第5条第1項の規定により認証を受けた評価機関は、前条の有効期間満了後認証の継続を希望するときは、その有効期間の満了の日から一月前までに、別に定める申請書に關係書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により認証の更新を申請しようとする評価機関は、認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数（社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。）が10件以上の場合にあっては、当該評価機関に所属する評価調査者が県又は社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する更新時研修（以下「更新時研修」という。）を受講するよう努めなければならない。また、当該評価件数が10件未満の場合にあっては、認証の更新申請に当たり直近の更新時研修を受講しなければならない。

3 知事は、評価機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、認証の更新は行わないものとする。

- (1) 第3条各号に規定する認証要件のいずれか一つが欠けたとき。
- (2) 原則として過去3年間、評価実績がないとき。
- (3) 第12条に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき又は調査等への協力を行わないとき。
- (4) 第9条の規定による変更の届け出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (5) 虚偽の申請その他不正の手段により認証を受けたとき。
- (6) 次に掲げる不正な行為を行うなど、評価機関として相応しくないと認められる場合
 - イ 第三者評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受取ること。
 - ロ 守秘義務に違反すること。
 - ハ サービス利用者や事業者の人権を侵害すること。

- ニ 法令に違反すること。
 - ホ その他社会通念上不正な行為と認められる行為
- 4 第5条から前条までの規定は、認証の更新について準用する。

(変更及び廃止)

第9条 評価機関は、認証又は認証の更新申請時の申請内容に変更があった場合又は第三者評価事業を廃止した場合は、変更又は廃止の日から30日以内にその旨を知事に届け出るものとする。

(認証の取消し)

第10条 知事は、評価機関が第8条第2項の規定により更新時研修を受講しなければならないにもかかわらず、当該研修を受講していない場合にあっては、当該認証の状況その他の事情を斟酌した上で、当該認証の継続が必要と認める場合を除き、原則として取り消すものとする。また、同条第3項に掲げる各号のいずれかに該当した場合は、その有効期間にかかるらず、取り消すものとする。

- 2 知事は、認証を取り消したときは、当該評価機関に通知しなければならない。

(認証の辞退)

第11条 評価機関は、認証を辞退する場合には、速やかに知事に届け出るものとする。

(事業報告及び調査)

第12条 評価機関は、毎事業年度終了後、知事に対し速やかに第三者評価事業の実績等を報告しなければならない。

- 2 評価機関は、県が実施する第三者評価事業の適正な実施を図るための調査及び指導に協力するものとする。

(他の都道府県推進組織の認証)

第13条 評価機関は、他の都道府県推進組織においても認証を受けるよう努めるものとする。

(遵守事項)

第14条 評価機関は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 評価調査者に対して、県が実施する評価調査者継続研修の受講や評価機関内研修の実施などにより、定期的な研修機会を確保すること。
- (2) 次に掲げる施設及び事業所の評価を行わないこと。
 - イ 評価機関の役員等が現に就任し、又は過去3年以内に就任していた法人及び評価調査者が現に雇用関係にあり、又は過去3年以内に雇用関係にあった法人が経営するもの
 - ロ 評価機関の役員等又は評価調査者の配偶者又は4親等以内の親族（以下「親族」という。）が現在役員等である法人が経営するもの
 - ハ 評価機関の役員等又は評価調査者の配偶者又は親族が現在雇用関係にあるもの。ただ

し、当該配偶者又は親族が、施設又は事業所の長である場合には、当該施設及び当該事業所を経営する法人が経営する全ての施設及び事業所を含む。

ニ 評価機関の役員等又は評価調査者が、業務及び会計について関与している法人が経営するもの

(3) 評価機関の評価基準、評価の手法、評価結果の取扱い等については、宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱に定めるものを満たすこと。

(その他)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に、宮城県福祉サービス第三者評価推進機構の認証を受けた評価機関は、当該認証を受けた期限までの間に限り、この要綱による評価機関とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に、宮城県福祉サービス第三者評価推進機構の認証を受けた評価機関は、当該認証を受けた期限までの間に限り、この要綱による評価機関とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に、宮城県福祉サービス第三者評価推進機構の認証を受けた評価機関は、当該認証を受けた期限までの間に限り、この要綱による評価機関とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に、宮城県福祉サービス第三者評価推進機構の認証を受けた評価機関は、当該認証を受けた期限までの間に限り、この要綱による評価機関とみなす。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月10日から施行する。

別表

| | | |
|---------|--|---|
| 1 組織運営系 | 組織運営管理業務を3年以上経験している者 | 常勤職員が10人以上の法人組織において、法人の運営方針の決定に関与する役員として3年以上従事した経験を持つ者、又は法人組織内で10人以上で構成される部署を統括する監督又は管理の地位にあり、部署の運営方針の決定に関与する業務に3年以上従事した経験を持つ者 |
| 2 福祉系 | (1) 福祉、医療、保健分野の有資格者で、当該分野に係る業務を3年以上経験している者 | ア 医師、保健師、看護師・准看護師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員又は保育士の資格を有し、当該業務を3年以上経験している者 イ ア以外の資格で、県がこれと同等と認める資格を有し、資格取得後当該業務を3年以上経験している者 |
| | (2) 福祉、医療、保健分野の学識経験者で、当該分野に係る業務を3年以上経験している者 | 大学、短大、専門学校において週1回以上講義を担当し、かつ福祉、医療、保健分野の教育と研究に専念（3年以上）している者 |
| | (3) 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該分野に係る業務を3年以上経験している者と同等の能力を有していると認められる者 | 行政、社会福祉協議会、非営利団体、民間企業等において、常勤職員として3年以上又は非常勤職員（法人に勤務する者に限る。）として5年以上勤務し、現場経験（相談業務含む。）はないが、福祉サービスが実際に提供されている現場について知見を有する者 |